

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（政策調査課）

一 趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合を改正するもの

二 内容

- (一) 平成二十七年度の期末手当の支給割合の引上げ
- (二) 平成二十八年度以降の期末手当の支給割合
平成二十八年度以降の期末手当の支給割合を「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項に規定する月に応じ、同項に規定する割合」とする。

三 施行期日等

- (一) 平成二十七年度の期末手当の支給割合の改定については、公布の日から施行し、平成二十七年十二月一日から適用
- (二) 平成二十八年度以降の期末手当の支給割合については、平成二十八年四月一日から施行